

砥部町子育てサービス利用者支援事業実施要綱

令和 5 年11月27日
砥部町告示第184号

(趣旨)

第1条 この告示は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども、その保護者等、又は妊娠している者（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育てサービス利用者支援事業（以下「事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は砥部町とする。

2 町長は、事業を適切に実施できると認めた者に当該事業の実施を委託することができる。

(実施場所)

第3条 事業は、利用者が身近な場所で日常的に利用でき、かつ、相談機能を有する砥部町子育て世代包括支援センター又は同様の機能を有する施設において実施する。

(事業従事者)

第4条 事業に従事する者は、利用者支援事業の実施について（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）別紙利用者支援事業実施要綱に定める職員の要件等を満たす者とする。

2 必要に応じて、前項に規定する職員のほか、事業の実施に必要な職員を充てることができる。

(事業の内容)

第5条 事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づき実施することとし、その種類及び内容は、次に掲げるものとする。

(1) 基本型

ア 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行う。

イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。

ウ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広く利用者に周知を図る。

エ その他事業を円滑にするための必要な業務を行う。

(2) 母子保健型

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は妊娠の届出等の情報及び教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等で収集した情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握するため、妊産婦等の支援台帳を作成する。

イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービスの選定・情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接繋ぐなどの積極的な関与を行う。

ウ 心身の不調や育児不安などにより手厚い支援を必要とする者に対し、支援方法及び対応方針の検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定する。

エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、該当する者に母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図る。

(関係機関との連携)

第6条 事業の実施にあたり、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体に対しても事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 事業に従事する者は、職務上知り得た秘密等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。